

自治基本条例について

1. 自治基本条例とは

自治基本条例について、明確に定まった定義は無いが、一般的には、地域課題への対応やまちづくりを誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくのかを明文化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定める条例のことを言う。住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則を定めるとともに、自治体を構成する市民・議会・行政のそれぞれの役割や、市民参加と協働によるまちづくりの仕組みなど、自治体運営の基本的な枠組みを定める条例であり、「自治体の憲法」などとも言われる。

2. 自治基本条例の背景

(1) 地方分権の進展

地方分権改革により、国による中央集権型のシステムから、国と自治体の関係が「対等・協力」の関係に改められた。国から都道府県・市町村に権限や財源が移譲されることにより、自治体の政策活動の自由度が高まると同時に、自治体の自己判断・自己責任・自己規律の度合いも大きく高まった。自治体はこれまで以上に地域の特性や地域ニーズを的確に把握し、自治体ごとの個性を活かした行政活動を自律的に行っていくことが求められる。自治体の自由度は拡大したが、拡大した自由度をどのように活用していくかについては、自治体ごとの判断に委ねられており、その意味で、市民の代表機関として市政の施策決定に携わる市議会と市長の責任がより一層大きなものとなっている。自治体が自らの判断によって責任ある自治を進めていくために、自治体運営と政策活動のルールとして自治基本条例がその役割を担うものとされている。

(2) 社会情勢の変化

住民のライフスタイルや考え方が多様化し、それに伴い住民ニーズも複雑・多様化している。一方、少子高齢化や人口減少社会の到来などにより、今後の財政環境が好転することは見込めず、自治体が限られた資源の中でそれらのニーズに応えていくためには、これまで通りの行政運営の方法の中では十分な市民サービスを提供することが難しくなる。今後は市民サービスの取捨選択を行っていくような厳しい政策判断が求められる時代となり、これらを行政だけの判断で行っていくことは困難である。よって、市民の納得や合意を形成していくための仕組みづくりや、市民・議会・市長等との関係性を明らかにし、それぞれが自治体運営における責務を自覚しながらそれぞれの役割を担っていくためのルールづくりが必要となる。

3. 自治基本条例の意義

自治基本条例を整備することにより、自治体として守るべきルールが明確化され、それ

らが総合化・体系化されることで、市民・議会・市長等の中で常に共有することができ、行政を運営するうえでの総合的な指針となること、また、それらがどのように運用されているかについてのチェックが可能となること。

条例制定の過程の中で、ルール網羅性を検証することで、自分たちの自治体の制度として不十分な点が課題として抽出され、それらを補う形でルールを整備することで、ルール全体の水準が高まっていくこと。あるいは、自分たちの自治体の個性や特殊性を強みとして再認識し、それらを反映させることで独自性の高いルールを構築できること。

4. 自治基本条例の設置状況（NPO 法人 公共政策研究所HPより）

（1）全国の状況

平成28年10月1日現在、全国で352の自治体において施行されている。名称については自治体によって異なり、「自治基本条例」という名称の例が多いが、そのほか「まちづくり基本条例」、「行政基本条例」、「市民基本条例」などさまざまである。

（2）都内の状況（制定年順）

23区においては杉並区、文京区、中野区、足立区、新宿区、豊島区

市町村では、清瀬市、多摩市、三鷹市、国分寺市、小平市、調布市、東村山市

<参考>議会基本条例について

1 議会基本条例とは

議会基本条例も、自治基本条例と同様明確な定義はないが、一般的には「議会に関する基本的事項について定めた条例」と定義される場合が多い。自治体の政府制度である二元代表民主制を首長と対等に担う議会が、主権者である市民の信託に応じて優れたまちをつくるために議会運営の理念、理念を具体化する制度、その制度を作動させるための原則などについて定めるものとされている。

2 制定状況（自治体議会改革フォーラムHPより）

（1）全国の状況

平成27年09月18日現在、全国で701自治体において制定されている。

（2）都内の状況（制定年順）

23区においては荒川区、板橋区

市町村では、多摩市、八王子市、調布市、東村山市、立川市、小平市、国立市、日の出町、あきる野市